**直接支払制度合意文書**

**参考資料：出産費･家族出産費**

**直接支払制度合意文書**

**合意文書は、医療機関が用意しています。**

○　直接支払制度とは、妊婦の方がご加入されている健康保険より、直接医療機関に出産育児一時金（家族出産育児一時金、共済組合の出産費・家族出産費含む）が支払われる制度です。

○　退院時に当院からご請求する入院分娩費用の総額が一時金（５０万円）の範囲内であれば現金等でお支払いただく必要がなくなります。

・出産費用が５０万円を超えた場合は、不足分を窓口でお支払いいただきます。

・出産費用が５０万円未満で収まった場合は、その差額を健康保険に請求することができます。

○　帝王切開などの保険診療を行った場合、３割の窓口負担をいただきますが、一時金をこの３割負担のお支払に充てさせていただきます。

○　この仕組みを利用なさらず、出産費用の全額について退院時に現金等でお支払いただくこともできます。この場合退院後の簡単な手続きで、後日健康保険から出産育児一時金（５０万円）が支払われます。

見本

**＜妊婦の方へのお願い＞**

①　この制度の利用には健康保険に加入されていることが必要です。当院でも機会あるたびにマイナ保険証等を確認させていただきますが、資格情報が変更された場合には、速やかに変更後のマイナ保険証等をご提示ください。退院までに有効なマイナ保険証等のご提示がない場合は、この制度の利用ができず、出産費用の全額を現金等でお支払いいただくことになります。

　※　退職後半年以内の方で、現在は国民健康保険など退職時とは別の健康保険にご加入の方は、在職時の健康保険から給付を受けることもできます。その際は、退職時交付されている資格喪失証明書をマイナ保険証等と併せてご提示ください。（詳細は以前加入されていた健康保険にお問い合わせください。）

②　帝王切開などの高額な保険診療が予定されている方には、高額療養費制度があります。マイナ保険証等を提示し、オンライン資格確認を受けるか、加入されている健康保険より「限度額適用認定証」を入手し、それを事前にご提示いただければ、退院時の窓口支払が減額されることがあります。

以上の説明を受け、健康保険より支給される出産育児一時金について、直接支払制度を

（　利用します　・　利用しません　）。

令和　○○　年　○　月　○　日

保険者名：　東京都職員共済組合　　　　　　　　　　　被保険者氏名　共済　太郎

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　妊産婦氏名　共済　花子

医療機関名：

**共　済　病　院**

医師　青山　清瀬

〒○○○－○○○○　東京都新宿区西新宿○ー○―○

　　　　　　　TEL：０３－○○○○－××××

出産予定日　令和　○○　年　○　月　○日

直接支払制度の活用：　あり　・　なし